

久留米未来デザイン計画 2035 冊子編集・印刷業務
公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、「久留米未来デザイン計画 2035 冊子編集・印刷業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 久留米未来デザイン計画 2035 冊子編集・印刷業務
- (2) 業務内容 別紙「久留米未来デザイン計画 2035 冊子編集・印刷業務委託仕様書」のとおり。
- (3) 業務期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで
- (4) 提供資料
 - ①久留米未来デザイン計画 2035 原稿（PowerPoint）
 - ②原稿内で使用しているデータ（Excel）
 - ③イラスト・写真

3. 予算額

見積額の上限は 3, 2 0 0, 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4. 実施形式

公募型

5. スケジュール

	実施内容	実施期間または期日
①	公告	令和 7 年 8 月 1 8 日（月）
②	質問書の提出期限	令和 7 年 8 月 2 5 日（月）
③	質問書に対する回答	令和 7 年 9 月 1 日（月）までに回答
④	参加申込書の提出締切	令和 7 年 9 月 1 2 日（金）
⑤	資格審査の結果通知	令和 7 年 9 月 2 6 日（金）【予定】
⑥	企画提案書等の提出締切	令和 7 年 1 0 月 3 日（金）
⑦	企画提案書審査	令和 7 年 1 0 月 8 日（水）【予定】
⑧	審査結果通知の送付	令和 7 年 1 0 月 1 4 日（火）【予定】
⑨	契約締結	令和 7 年 1 0 月 1 7 日（金）【予定】

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、企画提案書等の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 に該当しない者であること。
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。

- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・ 久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
 - ・ 久留米市以外の福岡県内 県税
- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

8. 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式第1号）を電子メールに添付して、「19. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。

また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 期限

令和7年8月25日（月）17時15分まで（必着）

(3) 回答方法

令和7年9月1日（月）までに、質問書（様式第1号）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。イ、ウは参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る

①参加申込書等の提出書類

- ア 参加申込書（様式第2号） 1部
- イ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書） 1部
- ウ 納税（滞納なし）証明書（次頁参照） 1部
- エ 参加資格に係る申立書（様式第4号） 1部
- オ 役員等調書及び照会承諾書（様式第5号） 1部
- カ 委任状（様式第6号） 1部（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）
- キ 会社概要書（様式第7号） 1部
- ク 業務の実施体制調書（様式第8号） 1部

②企画提案書等の提出書類

- ケ 企画提案書 10部（「10. 企画提案書作成方法」を参照）
- コ 価格提案書（様式第3号） 1部

[納税等証明書]

申請者区分に従って○がついている証明を提出。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

申請者区分			税区分		証明書 発行所	提出書類
市外 (県外)	市外 (県内)	市内・ 準市内		税目		
○	○	○	国税等	法人税、所得税、消費 税及び地方消費税	所轄 税務署	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3又 はその3の2)
—	○	○	福岡県税	法人事業税、個人事業 税	福岡県税 事務所	福岡県税に未納がない 証明
—	—	○	久留米市税	法人市民税、市県民 税、固定資産税、軽 自動車税	久留米市	久留米市税に滞納がない 証明
—	—	○	久留米市国民 健康保険	国民健康保険料	久留米市	(個人の場合) 久留米市税及び国民健 康保険料に滞納がない 証明

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：市外かつ県内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」の証明を提出)

(2) 提出期間及び時間 (※①、②いずれも土日祝日は除く。)

①参加申込書等の提出期限

令和7年9月12日(金)の17時15分まで(必着)

②企画提案書等の提出期限

令和7年10月3日(金)の17時15分まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達され
たことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したもの
に限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「19. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

10. 企画提案書作成方法

(1) 提出書類

- ①企画提案書 10部
- ②表紙用紙見本 10部
- ③本文用紙見本 10部

(2) 企画提案書の形式

- ①表紙 「久留米未来デザイン計画 2035 冊子編集・印刷業務提案書」
- ②様式 A4・長編綴じ
- ③提出部数 10部(正1部、副9部)のうち副本9部は会社名を除く。
また、電子データをCD-Rに格納し1枚提出。
- ④制限枚数 7ページ以内(①表紙を除く)

(3) 企画提案書の構成とポイント

- ①提案書は、下表に示す構成とし、各項目に下表に示す項目名を右上に付すこと。
- ②提案のポイントに留意し、文章で簡潔に記載すること。
- ③企画提案書については、ページ番号を付すこと。
- ④企画提案書中に企画提案者名が判別できる記載を行わないこと。
- ⑤完成版はA4縦型になる為、A4縦型を想定したデザインとすること。

番号	項目名	提案のポイント
1	企画提案	コンセプト、アピールポイントなどを記載（上限3ページ）
2	表紙案	市民の関心を引くような色合いやデザインで作成。 1ページで作成。 ※デザインのポイントなども枠外に盛り込むことも可
3	本文案	・原稿P7～P10を2ページで作成 （2スライドを1ページで作成） ・原稿P36～P37を1ページで作成。 （2スライドを1ページで作成） 表紙と統一感のとれた色合いやデザインで構成 ※デザインのポイントなども枠外に盛り込むことも可

1.1. 審査方法

企画提案書については、久留米未来デザイン計画2035冊子編集・印刷業務プロポーザル審査委員会が、別紙の「評価基準」により審査する。

1.2. 候補者の選考方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者とし、次点の者を次順位候補者とする。ただし、評価点の合計が6割を上回る者がいない場合は、候補者を選定せず、本プロポーザルを中止するものとする。
- (2) 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

1.3. 審査結果

- (1) 通知方法 審査を行った全ての者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和7年10月14日（火）【予定】

1.4. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
- (3) 実施要項で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の提出ポイントの条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 価格提案書の金額が「3. 予算額」を超過した場合

1.5. 留意事項

- (1) 提出書類の作成に関わる経費は参加者の負担とする。
- (2) 原則として提出された書類の変更は認めないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、市の了解を得なければならない。

1 6. 契約の締結

候補者を決定した後、企画提案書に記載された内容を反映しつつ、必要に応じて候補者と協議し当該業務の仕様書を作成し、その仕様書に基づいて見積書を徴取し、契約を締結する。

なお、契約締結過程において、候補者が失格事項に該当することが判明した場合など、契約が合意に至らなかった時は、次順位候補者と契約交渉を行う。

1 7. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 8. その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「19. 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類

ア 提案書の提出は、1社につき1案とする。

イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

1 9. 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市総合政策部総合政策課（担当：古賀、高松）

電話 0942-30-9112 電子メールアドレス sousei@city.kurume.fukuoka.jp